

(別表)日常生活用具給付事業の対象となる福祉用具

(視覚障害者向け器具)

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象 上限額	耐用 年数
火災警報機	屋外にも警報ブザーが鳴るタイプの火災警報器	2級以上の身体障害者(児)、又は重度・最重度の知的障害者(児)で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	31,000円 (2台分)	8年
自動消火器	小さな火事なら自動で消してくれる機器	上記に同じ	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害者用IH調理器等	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、又は18歳以上の重度・最重度の知的障害者	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	盲人用信号機の青色点灯時間を通常より長くする機械	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。児童は学齢児以上。	7,000円	10年
盲人用体温計	音声で測定結果を知らせてくれる体温計	視覚障害2級以上の身体障害者(児)で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。(児童は学齢以上)	9,000円	5年
盲人用体重計	音声で測定結果を知らせてくれる体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18,000円	5年
情報・通信支援用具 (PC周辺機器等)	視覚障害者用入力文字音声化ソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト。上肢不自由者用インテリキー(大型キーボード)、ジョイスティック。	2級以上の上肢機能障害者又は視覚障害者で、必要と認められる者	100,000円	5年
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を、点字等により示すことのできる機器	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重度重複障害者で、必要と認められる者	383,500円	6年
点字器	点字を打つことができる器具	視覚障害者(児)で、必要と認められる者	10,400円	7年
点字タイプライター	点字を打つことができるタイプライター	2級以上の視覚障害者(児)で、本人が就労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれる者。	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	DAISY方式で記録された図書が再生できる機器 録音機能のついたものも可	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。児童は学齢以上	35,000円 (再生機能のみ) 85,000円 (録音機能付)	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	特殊なバーコードのついた書類の内容を読み上げることができる機器	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。児童は学齢以上	99,800円	6年
視覚障害者用拡大読書器	画像や文字を拡大してモニターに映し出せる機器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害者(児)。児童は学齢以上	198,000円	8年
盲人用時計	音声で時間を知らせてくれる時計 や触って時間を確認できる時計	視覚障害2級以上。音声時計は、触読式の使用が困難な者	10,300円 (触読式) 13,300円 (音声式)	10年
点字図書	点字で作成された本。(ただし、週間や月間で発行される雑誌を除く。年間6タイトル、24巻まで。辞書等は不可)	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)	点字図書価格から一般図書購入額を控除した額を公費負担	—

※ 表中の「耐用年数」とは、最低限使っていただく年数を指します。